

資料 2

第1回合同会議における指摘事項について

1. 国内処理の推進・環境条約と自由貿易（WTOルール）との関係

（1）ご指摘いただいた点

- 国内処理の推進についても議論すべきとの指摘。
 - 国内で排出されたものは国内で処理すべきという論点があったが、今回の論点から落ちている。
 - 資源が乏しい我が国においてどのように資源を有効活用するのかという観点も念頭に、攻めの対応をお願いしたい。
 - 条約第4条2(b)が担保できていないのではないか。
- WTOルールも踏まえ、資源ナショナリズムに走るべきではないとの指摘。
 - 資源の国内循環のためにバーゼル法を強化するのは筋違いではないか。
 - 他国の資源ナショナリズムに悩まされてきた日本が資源ナショナリズムに走ることに懸念。
 - 我が国はこれまで資源ナショナリズムに対して厳しいスタンスをとってきた。WTOルールを念頭に置いて検討すべき。
- 輸出先の環境管理は、OECD国であっても確認すべきとの指摘。
 - OECD加盟国であっても、処理が適正に行われているかを事前に確認する必要がある。
 - 輸出先における処理能力は単純にOECD／非OECDで判断すべきではない。

【参考】バーゼル条約

第4条 一般的義務

2(b) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理のため、処分の場所いかんを問わず、可能な限り国内にある適当な処分施設が利用できるようにすることを確保する。

1. 国内処理の推進・環境条約と自由貿易（WTOルール）との関係

(2) 事実関係・考え方

① 国内処理の推進等に関する条約等及びバーゼル法との関係整理

- 条約第4条2(a)~(d)は、国内における有害廃棄物等の発生を最小化、処分施設の確保及び処理に係る汚染の防止並びに国境を越える移動の最小化等を義務付けており、これを担保するため、「バーゼル法第3条の規定に基づく同条第1号から第4号までに掲げる事項を定める告示」（以下、「基本告示」という。）では、「輸出と輸入の最小化」、「国内処分の推進」、「国内における処分施設の確保の推進」等について規定している。
- 条約第4条9は、①輸出国が環境上適正かつ効率的な方法で処分するための能力・施設を有しない場合、②輸入国において再生利用産業または回収産業の原材料として必要とされている場合、③締約国が決める他の基準に従う場合、に限り輸出が許可されることを確保するよう義務付けており、リサイクル目的の輸出は許可されている。これを担保するため、我が国では、基本告示及び外為法に基づく輸出承認基準において、同様の基準を定めている。
- OECD理事会決定前文では、「環境上適正かつ経済上効率的な回収は、加盟国間の廃棄物の越境移動を正当化し得る」と規定しており、OECD加盟国間のリサイクル目的の輸出入については、OECD理事会決定による簡素な手続きでの越境移動が認められている。これに従い、我が国では、OECD加盟国との輸出入においては、OECD理事会決定に基づく規制対象物をバーゼル法規制の対象とし、また、輸出承認時の環境大臣の確認を不要としている。

【参考】 OECD理事会決定

(前文) 理事会は、

8. 廃棄物の環境上適正かつ経済上効率的な回収は、加盟国間の廃棄物の越境移動を正当化しうることを認識し、

(参考) バーゼル法 基本的事項告示

第一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項

1 輸出及び輸入の最小化

国は、特定有害廃棄物等の発生を可能な限り抑制するとともに、発生した特定有害廃棄物等の国内における有効利用及び適正な処分等を推進すること等により、特定有害廃棄物等の輸出及び輸入の最小化に努めること。

2 環境の保全上適正な輸出及び輸入

(1) 次に定めるところに適合しない特定有害廃棄物等の輸出及び輸入(経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定(以下「理事会決定」という。)に基づき規制を行うことが必要なものを除く。)は、条約の定めるところにより、環境の保全上適正なものとは認められないこと。

イ 特定有害廃棄物等の輸出については、

① 次のいずれかの場合に該当すること。

(イ) 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合

(ロ) 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合

第二 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分の事業を行う者がその事業を適正に行うために配慮しなければならない基本的な事項

1 輸出及び輸入の最小化

特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分の事業を行う者(以下「事業者」という。)は、社会的、技術的及び経済的側面を考慮した上で、可能な限り国内の適正な処分施設を利用することにより、特定有害廃棄物等の輸出及び輸入の最小化に努めること。

第三 特定有害廃棄物等の発生の抑制及び適正な処分が行われることを確保するために国民が配慮しなければならない基本的な事項

1 発生の抑制及び有害性の最小化の推進

国民は、国内における特定有害廃棄物等の発生を可能な限り抑制し、かつ、有害性の最小化に努めること。

2 国内処分の推進

国民は、我が国において発生した特定有害廃棄物等を、可能な限り国内において、環境の保全上適正な方法により処分するよう努めること。

第四 第一から第三に掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が適正に行われることを確保するための重要な事項

3 国内における処分施設の確保の推進

国は、国内における特定有害廃棄物等の適正な処分施設の確保に努めること。

1. 国内処理の推進・環境条約と自由貿易（WTOルール）との関係

（2）事実関係・考え方

② WTOとの関係

- 環境省検討会（平成28年4月）に「国内処理原則の具体化」として記載された、「国内における適正処理が確保される限り特定有害廃棄物等の輸出を認めないとする」ことは、GATT第11条における「関税及び課徴金以外のいかなる禁止または制限」に該当することから、輸出制限に該当する。
- 当該輸出規制措置がWTO紛争解決手続において敗訴しないためには、GATT第20条(b)（柱書を含む）の下で正当化できるかが争点。

（参考）関税及び貿易に関する一般協定（GATT）

第11条 数量制限の一般的廃止

1. 締約国は、他の締約国の領域の産品の輸入について、又は他の締約国の領域に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、割り当てによると、輸入または輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止または制限も新設し、又は維持してはならない。

第20条 一般的例外

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用することまたは実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

（b）人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

1. 国内処理の推進・環境条約と自由貿易（WTOルール）との関係

(2) 事実関係・考え方

② WTOとの関係

- この場合、(1)政策目的が「人、動物または植物の生命または健康の保護」であり、(2)当該措置が政策目的の達成に「必要な」措置であること（他により貿易制限的でない代替的な手段がない等）が必要。さらに、GATT第20条柱書において規定される(3)措置の適用が任意・正当と認められない差別待遇の手段及び国際貿易の偽装された制限に当たらない必要がある。
- 以上より、(1)の政策目的が真に「人、動物または植物の生命または健康の保護」であると認められるとしても、(2)の政策目的達成に「必要な」措置ではない（例えば、輸入国における環境上適正な管理の審査等、より貿易制限的でない手段で足りるなど）として、GATT第20条(b)で正当化されない可能性が高い。
- また、仮にGATT第20条(b)で正当化されるとしても、(3)同柱書との関係において、国内に処理能力がある限り輸出を認めないとするのは人・動植物の生命・健康保護と無関係の制限である。よって、措置の客観的な構造上、環境保護目的を偽装した国内産業保護目的であり、「国際貿易の偽装された制限」であるとして、正当化されない可能性が高い。

(参考) 関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)

第11条 数量制限の一般的廃止

1. 締約国は、他の締約国の領域の製品の輸入について、又は他の締約国の領域に仕向けられる製品の輸出若しくは輸出のための販売について、割り当てによると、輸入または輸出の許可によると、その他の措置によるとを問わず、関税その他の課徴金以外のいかなる禁止または制限も新設し、又は維持してはならない。

第20条 一般的例外

この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置を採用することまたは実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。

(b) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

1. 国内処理の推進・環境条約と自由貿易（WTOルール）との関係

(2) 事実関係・考え方

② WTOとの関係（続き）－ WTO紛争事例等

- 輸出規制が問題となったWTO紛争案件としては、中国のレアアース輸出規制に対するケースがあり、GATT第20条(b)に基づく輸出制限措置の正当化の余地を限定的に解釈。
- 関連して諸外国で以下の事例があるが、他国が類似措置を講じているからといって、当該措置のWTO協定整合性が確保されているわけではないことに留意が必要。
 - EUの越境移動規則では、輸出の際にEU域内と同等レベルの環境管理措置を求めている。
 - 豪州には、国内処理を優先して輸出許可を与えない場合があるとの規制があるが、輸出実績はあり、運用実態は不透明。

(参考事例) 中国・レアアース輸出規制事件WTOパネル報告（DS431/432/433、2014）

- 中国によるレアアース等に対する輸出税の賦課及び輸出数量制限の両措置についてWTO協定整合性が争われたケースであり、共同申立国（米国・EU・日本）の主張が全面的に認容された。
- 輸出税の賦課について、レアアース等を原料とする川下産業の国内生産を促進するような構造・設計の措置であり、レアアース等の採掘の制限につながらず、かつ、環境基準の強化、資源税、汚染税、採掘規制等のより直接的で貿易制限的でない他の措置が存在すること等から、環境、ひいては人・動植物の生命・健康の保護に「必要な」措置とはいえず、GATT第20条(b)の要件を満たさず正当化されない（結論として、中国による加盟時の輸出税撤廃の約束に抵触する）と判断された。

1. 国内処理の推進・環境条約と自由貿易（WTOルール）との関係

（3）方向性

- ◆ 「国内における適正処理が確保される限り特定有害廃棄物等の輸出を認めないとする」ことは、GATT第11条における輸出制限に該当し、GATT第20条(b)の例外として正当化されない可能性が高いことから、WTO提訴のリスクがあるため、このような措置は適切とはいえない。
- ◆ 一方で、越境移動による輸出先の環境汚染を防止するとバーゼル条約の趣旨を踏まえれば、リサイクル目的で輸出される場合であっても、輸出先における環境上適正な管理を確保していくことは重要。
- ◆ このため、輸出先がOECD加盟国であっても、不適正な処理が行われた事案があることを踏まえ、第1回合同会合資料3論点①で記載された方向で対応する。

（参考）第1回合同会合資料3（抜粋）

論点① OECD加盟国向け輸出に関する環境上適正な管理の確保の審査

EUでは、EU域外の全ての国・地域を仕向地とする有害廃棄物等の輸出について環境上適正な管理を求めていることや、我が国から大量の鉛蓄電池が輸出されていた韓国において不適正処理が発覚したことを踏まえると、我が国からの特定有害廃棄物等の輸出について、輸出先国がOECD加盟国である場合にも、OECD加盟国と非加盟国との違いを考慮に入れつつ、輸出先の処理施設の環境汚染防止措置の状況等に不適正処理が疑われるような場合には、環境上適正な管理が確保されているかどうかを審査することができるようにすべきではないか。

2. いわゆる「すきま」問題

(1) ご指摘いただいた点

- 雑品スクラップの国内管理について廃掃法見直しの中で議論されているが、それで十分かとの指摘。
 - 雑品スクラップの国内管理について、廃掃法見直しの中で議論されているが、バーゼル法見直しの中でも検討すべきではないか。
- 雑品スクラップの不正輸出対策として、水際対策を強化すべきとの指摘。
 - 水際においても、現場で目視等、人間の五感に基づく判断ができるようにすべきではないか。
 - 基準を整備するとともに、水際の体制も強化すべきではないか。
- バーゼル条約の担保もれがあるのではないかと指摘。
 - バーゼル物の国内での運搬について、廃掃法で手当てされていない部分については、条約（4条7(a)）が担保できていないのではないか。

2. いわゆる「すきま」問題

(2) 事実関係と考え方

① 廃掃法見直しの検討状況

- ・ いわゆる雑品スクラップの問題に対応するため、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会において検討中。

(参考) 中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会において提示された論点（平成28年10月28日 第6回委員会 資料1「廃棄物処理制度における論点の検討 その2」より抜粋）

- 内部に有害物質が含まれた使用済電気電子機器等の使用済物品については、ぞんざいに取り扱われることで、生活環境の保全上の支障が生ずる可能性があることから、適正な管理下に置くことが望ましいと考えられる。特に、スクラップヤードにおいて使用済電気電子機器等や電池類に起因すると考えらえる火災の発生や、保管や破砕等に際しての有害物質が周辺に飛散するなどの環境影響の懸念も踏まえ、スクラップヤードの所在地などを行政機関が把握することができるようにするとともに、こうした使用済物品を他の金属スクラップ等と混合することを制限し、もって雑品スクラップに起因する生活環境への悪影響を防止するなど、有害特性を有する使用済物品の運搬や保管に対して処理基準の遵守を求めることができるようにするなどの必要な措置を講ずるべきではないか。

2. いわゆる「すきま」問題

(2) 事実関係・考え方

② バーゼル法第2条第1項第1号イに規定する物（サービス告示）における有害性の規定

- サービス告示の別表第3（条約附属書I及びⅢに相当）においては、有害物の含有量を重量パーセントで規定しており、これを超えて有害物を含有するものを「有害な特性を有する」としている。
- 電気部品等が含まれる雑品スクラップに関して、サービス告示の別表第1（条約附属書IXに相当）の1の項の第11号ロ(2)及び別表第2（条約附属書Ⅷに相当）の1の項の第18ロの規定は、「電気部品又は電子部品のくず」を大きな括りとして規定しており、その有害性を分析する際に、その重量パーセントを算出するための分母が不明瞭。
- このため、有害性を示す構成部品が含まれていても製品重量等で割り戻しを行うことにより、本来バーゼル該当である部品がバーゼル非該当だと評価されてしまうおそれあり。

(参考) バーゼル法

第2条 定義等

この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

1 条約附属書IVに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入されるものであって、次のいずれかに該当するもの。

イ 条約附属書Iに掲げるものであって、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの。

(参考) サービス告示（法第2条第1項第1号イに規定する物）

別表第1の1

11 ロ プリント配線板その他の電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げるもの（第4号に掲げるものを除く。）

(2) 別表第3第17号から第41号までに掲げる物のいずれにも該当しない物

別表第2の1

18 電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げるもの（別表第1の1の項の第4号に掲げるものを除く。）

ロ 別表第3第17号から第41号までに掲げる物のいずれかに該当する物

2. いわゆる「すきま」問題

(2) 事実関係・考え方

③ バーゼル条約第4条7(a)について

- バーゼル条約第4条7(a)は、締約国が「有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬又は処分を行うことが認められ又は許可されている者を除くほか、その管轄の下にあるすべての者に対し、当該運搬又は処分を行うことを禁止すること」を定めている。
- バーゼル条約第1条1において、条約に基づく規制の対象となる「有害廃棄物」は、附属書Iに掲げる廃棄物等であって「国境を越える移動の対象となるもの」とされている。
- バーゼル法では、外為法による輸出承認の際、運搬者や処分者も含めて確認して承認をしていることから、バーゼル条約第4条7(a)を担保している。

(参考) バーゼル条約

第1条 条約の適用範囲

1 この条約の適用上、次の廃棄物であって国境を越える移動の対象となるものは、「有害廃棄物」とする。

(a) (b) 略

2 この条約の適用上、附属書IIに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物であって国境を越える移動の対象となるものは、「他の廃棄物」とする。

第4条 一般的義務

7(a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬又は処分を行うことが認められ又は許可されている者を除くほか、その管轄の下にあるすべての者に対し、当該運搬又は処分を行うことを禁止すること。

2. いわゆる「すきま」問題

(3) 方向性

- ◆ 雑品スクラップに関する問題への対応として、廃掃法の見直しにより、スクラップヤードでの不適正な取扱いを防止する観点から、その管理を適正化するための仕組みの在り方について、検討がなされている。
- ◆ 雑品スクラップが、バーゼル法や廃掃法の手続きを経ることなく、海外に不法輸出されている可能性への対応については、水際による対策を現行より強化していくことが重要。そのため、第1回合同会議資料3の論点③及び④の方向で対応する。

(参考) 第1回合同会合資料3 (抜粋)

論点③ 取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現

不適正輸出を防ぐ観点において、取締りの現場での迅速な規制対象物の認定を実現することは不可欠であり、特に、雑品スクラップのように、規制対象になりうる物(例：廃電子基板、廃電池等)と規制対象外の物(例：鉄スクラップ、プラスチック片)との混合物については、該当性の判断基準が不明確であるとの指摘があることから、水際において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるような判断基準の整備を検討すべきではないか。

論点④ 規制対象物についての法的根拠の明確化

規制対象物は告示で規定されているが、バーゼル法に制定の根拠がないため、混合物を含め具体的な特定有害廃棄物等の範囲を明確な法的根拠に基づいて定めることができるようにする方策を検討すべきではないか。

3. 未遂罪・予備罪

(1) ご指摘いただいた点

➤ 未遂罪・予備罪の創設についての指摘。

- 未遂罪・予備罪を論点に含めるべきではないか。(参考参照)
- 未遂罪・予備罪については、廃掃法での適用事例も調べて整理して欲しい。
- 雑品スクラップについて、有価物ではなく廃棄物として扱えば、事業者が収集する段階から廃掃法上の予備罪を適用することができる。

➤ 未遂罪・予備罪の創設については慎重に扱うべきとの指摘

- 不法投棄される廃棄物に対しては厳しい規制が必要だが、有価物は不法投棄リスクが低いところ、バーゼル法に未遂罪や予備罪を適用することは、予見性の低いリスクにも過度の影響を及ぼす。

(参考) 第1回合同会議における島村委員提出資料から抜粋

- 外為法を改正できないのであれば、検討会報告書9頁にあるように、廃棄物処理法の確認処分と同様に、環境大臣の行政処分を設け、無確認輸出の予備・未遂罪を創設するべきである。
- 第5回検討会では、行政処分を独立させる意義として、以下の点も挙げられている。
 - ① バーゼル法に基づく輸出時の環境汚染防止措置の確認が行政庁同土の手續として埋没しているが、独立した行政処分として新設すれば、OECD決定の4つの要件をクリアすることを確認の要件、審査基準として明確に位置づけることができる。それは手續の透明化にもつながる。
 - ② 石炭灰のように、廃棄物でも特定有害廃棄物等でもある物を輸出する場合の手續を簡素化するためにも、バーゼル法の手續を廃棄物処理法の手續と同じようにしたほうがよい。

3. 未遂罪・予備罪

(2) 事実関係と考え方

① バーゼル法における輸出申請手続き

- 特定有害廃棄物等を輸出する場合は、バーゼル法第4条第1項に基づき、外為法の輸出承認を経産省に申請することが必要。
- 輸出承認申請は経産省で審査が行われた後に、環境省に回付され、バーゼル条約に基づき、輸出先国への通告・同意手続きを実施。また、輸出先が非OECD国の場合は、合わせて条約第4条第3項に基づき環境省が輸出先での処分の環境汚染防止措置について確認。
- 輸出先国からの同意（非OECD国の場合は、合わせて環境省による確認の結果）が、環境省から経産省に送付され、申請された輸出が承認される。
- 以上のとおり、バーゼル法に基づく輸出承認申請は、一元的かつ合理的な貿易管理の観点から、申請者に対して経産省が一元的な窓口となることにより、簡素で合理的な規制体系を構築し、申請者負担の最小化を実現。環境大臣による環境汚染防止措置についての確認を行政処分として独立させた場合、経産省と環境省の二重窓口での手続きが必要となる。

(参考) 「有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制の在り方」答申

(平成4年1月17日 産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会)

(3) 合理的な規制手続きの確立

規制にあたっては、既存の国内法制と調和した簡素で合理的な制度を確立する必要がある。特に、貿易管理については、既存制度を活用した一元的な効率的・合理的体制を整備するとともに、国内における廃棄物の適正な処理を規定している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や再生資源の利用の促進を規定している「再生資源の利用の促進に関する法律」等既存の法律の趣旨、目的、規定との整合性を確保しつつ、既存法令では対応できないものについて新たな法的枠組みにより対応する必要がある。

3. 未遂罪・予備罪

(2) 事実関係と考え方

② 外為法における整理

- 外為法は外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本としており、外為法第47条の輸出の原則においても、貨物の輸出は最小限度の制限の下でとされているところ。
- 外為法第48条第1項では国際的な平和及び安全の維持を妨げる武器や大量破壊兵器等に係る貨物を規定しており、輸出許可制を導入。
- これは、昭和58年に東芝機械によるソ連向け工作機械の違法輸出を契機にしたもので、こうした無許可輸出は、共産圏以外の戦略物資輸出調整委員会（通称ココム）参加国全体の安全保障が脅かされること、当該貨物の回収が困難であること等から、未遂罪の導入を含む罰則強化を行った。
- 一方で、外為法第48条第3項（輸出承認）では、条約や国内需給状況などの様々な規制目的に応じて貨物を規制しており、未遂罪は導入されていない。（輸出承認の対象物：バーゼル法対象物、ワシントン条約関係、PCBなどの有害化学物質、血液製剤など）
- なお、外為法全般にわたって、予備罪は設けられていない。
- こうした貿易管理上の統一的な整理がされている中で、バーゼル条約の担保法としてのバーゼル法に基づく外為法の輸出承認のみに、未遂罪・予備罪を導入することは困難。

(外為法の未遂罪適用事例) 無人ヘリコプターの輸出 (平成19年)

- 大量破壊兵器等の運搬手段として転用の可能な無人ヘリコプターを経済産業大臣の輸出許可を受けることなく中国に輸出しようとしたもの。
- 法人に対して刑事罰として罰金100万円

3. 未遂罪・予備罪

(2) 事実関係と考え方

③ 廃掃法における整理

- 平成16年5月、我が国から中国に対して輸出された廃プラスチックが中国の環境保護規制基準等に違反していたとして、中国政府が我が国からの廃プラスチックの輸入を禁止する措置を講じた。
- これを受け廃棄物の無確認輸出が既遂となる前の「未遂」及び「予備」段階においても、輸出者に対して罰則を適用することを可能とすることで、無確認で廃棄物を輸出する行為に対する抑止力を働かせる必要性が高いとして、廃棄物処理法の平成17年改正により、廃棄物の無確認輸出に係る罪について未遂罪及び予備罪が創設された。

(廃掃法の未遂罪適用事例) 使用済冷蔵庫の輸出 (平成21年)

- 使用済冷蔵庫を中古利用目的としてミャンマーに向けて輸出しようとしたもの。
- 輸出に先立つ地方環境事務所の指導にもかかわらず、廃冷蔵庫の輸出を試み、その追求を逃れるため伝票を操作し、虚偽の供述を行うなどの悪質性が認められたことから、無確認輸出未遂容疑として告発。
- 法人に罰金200万円、代表者に懲役1年6月(執行猶予3年)、罰金100万円

3. 未遂罪・予備罪

(2) 事実関係・考え方

④ 雑品スクラップの水際対策の強化

- 現在のバーゼル法では、濃度により規制対象物か否かを判断しており、雑品スクラップのように、規制対象になり得るもの（廃電子基板、廃電池等）と規制対象外のもの（鉄スクラップ、プラスチック片等）との混合物については、該当性の判断基準が不明確。
- 水際対策を強化するため、廃電子基板や廃電池など、雑品スクラップに頻繁に混入している有害物について、それらが鉄スクラップやプラスチック片などの規制対象外のものと混入していた場合に、濃度確認をせず外観だけで特定有害廃棄物等に該当すると判断できるような基準を定めてはどうか。
- こうした基準を定めることで、税関とも連携しながら、雑品スクラップの不法輸出を水際で防ぐことが重要。

3. 未遂罪・予備罪

(2) 事実関係と考え方

⑤ 廃掃法見直しの検討状況（再掲）

- いわゆる雑品スクラップの問題に対応するため、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会において検討中。

(参考) 中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会において提示された論点（平成28年10月28日 第6回委員会 資料1「廃棄物処理制度における論点の検討 その2」より抜粋）

- 内部に有害物質が含まれた使用済電気電子機器等の使用済物品については、そんざいに取り扱われることで、生活環境の保全上の支障が生ずる可能性があることから、適正な管理下に置くことが望ましいと考えられる。特に、スクラップヤードにおいて使用済電気電子機器等や電池類に起因すると考えらえる火災の発生や、保管や破砕等に際しての有害物質が周辺に飛散するなどの環境影響の懸念も踏まえ、スクラップヤードの所在地などを行政機関が把握することができるようにするとともに、こうした使用済物品を他の金属スクラップ等と混合することを制限し、もって雑品スクラップに起因する生活環境への悪影響を防止するなど、有害特性を有する使用済物品の運搬や保管に対して処理基準の遵守を求めることができるようにするなどの必要な措置を講ずるべきではないか。

3. 未遂罪・予備罪

(3) 方向性

- ◆ バーゼル法の規制対象となる雑品スクラップについては、第1回合同会議資料3 論点③及び④の方向性で、水際による対策を現行より強化することで、不法輸出が行われないようにしていく。また、廃掃法の見直しにより、スクラップヤードでの不適正な取扱いを防止する観点から、その管理を適正化するための仕組みの在り方について、検討がなされている。
- ◆ バーゼル法において未遂罪・予備罪を導入することは、外為法での導入の困難性、事業者からの懸念の声、貿易管理窓口を一元化することとした法制定時に整理されたことの経緯と当該整理を見直すこと費用対効果等を踏まえれば、慎重に考えるべき。雑品スクラップの該非判断がまだ明確化されていないこと、廃掃法の見直しが検討中であることを踏まえれば、まずは、雑品スクラップの水際対策の強化等による効果を評価することとする。
- ◆ なお、環境大臣の確認基準は、第1回合同会議資料3 論点②において、審査基準の明確化を検討することとしており、また、廃棄物処理法とバーゼル法の二重手続の改善は、同資料論点⑨において、審査内容及び手続の重複を点検し、その見直しをすることとしている。

(参考) 第1回合同会議資料3 (抜粋)

論点③ 取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現

不適正輸出を防ぐ観点において、取締りの現場での迅速な規制対象物の認定を実現することは不可欠であり、特に、雑品スクラップのように、規制対象になりうる物(例：廃電子基板、廃電池等)と規制対象外の物(例：鉄スクラップ、プラスチック片)との混合物については、該当性の判断基準が不明確であるとの指摘があることから、水際において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるような判断基準の整備を検討すべきではないか。

論点④ 規制対象物についての法的根拠の明確化

規制対象物は告示で規定されているが、バーゼル法に制定の根拠がないため、混合物を含め具体的な特定有害廃棄物等の範囲を明確な法的根拠に基づいて定めることができるようにする方策を検討すべきではないか。

4. 雑品スクラップの判断基準

(1) ご指摘いただいた点

- 現場ではっきりと判断できる基準が必要との指摘
 - 現場に行った職員がはっきりと熟知して指導できるということが必要。
 - 見た目で見ただけというような人間の五感に基づく判断というのが必要。
- 他国の例を参考にすべきとの指摘
 - 該非の判断基準について他国も同じような状況があるかもしれないので、他国の例についても紹介してほしい。
 - 他国の例も考えないと判断しきれないので調べてほしい。

(参考) 第1回合同会合資料3 (抜粋)

II. 具体的な論点

1. 輸出に係る論点

(2) 雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた水際対策

- 国内で排出された使用済電気電子機器等の中には、環境対策が十分に行われずそのまま破碎等の処理を施され、その他の金属スクラップ等と混合された上で輸出されている物があり（いわゆる「雑品スクラップ」）、その国内外での処理時に有害物質を拡散させているおそれがあるものの、こうした雑品スクラップは国内において有価物（非廃棄物）として扱われている場合があるため、廃棄物処理法に基づいて不適正処理を取り締まることができないことがあるとの指摘がある。
- また、スクラップヤードや船上における火災の発生事例が報告されており、雑品スクラップの保管中及び運搬中の火災への対策が必要との声がある。
- 雑品スクラップにバーゼル条約上の有害物質が一定以上含まれている場合にはバーゼル法に基づき輸出承認手続が必要となるが、その該非判断が難しく、使用済電気電子機器等が混入した雑品スクラップが、バーゼル法に基づく手続を経ずに不適正に輸出されていると指摘されている。
- 雑品スクラップが発展途上国に輸出され、不適正に取り扱われることにより、環境汚染や健康被害が発生するおそれが世界的な課題として共有されている。

4. 雑品スクラップの判断基準

(2) 事実関係と考え方

① 我が国における混合廃棄物の取扱い

- 我が国では、規制対象物か否かを濃度によって判断する定義となっており、雑品スクラップのように、規制対象になりうる物（例：廃電子基板、廃電池等）と規制対象外の物（例：鉄スクラップ、プラスチック片）との混合物は該当性の判断基準が不明確。
- 「バーゼル法第2条第1項第1号イに規定する物」（サービス告示）の別表第3（条約附属書Ⅰ及びⅢに相当）においては、有害物の含有量を重量パーセントで規定しており、これを超えて有害物を含有するものを「有害な特性を有する」としている。
- 電気部品等が含まれる雑品スクラップに関して、サービス告示の別表第1（条約附属書Ⅸに相当）の1の項の第11号ロ(2)及び別表第2（条約附属書Ⅷに相当）の1の項の第18ロの規定は、「電気部品又は電子部品のくず」を大きな括りとして規定しており、その有害性を分析する際に、その重量パーセントを算出するための分母が不明瞭。
- このため、有害性を示す構成部品が含まれていても製品重量等で割り戻しを行うことにより、本来バーゼル該当である部品がバーゼル非該当だと評価されてしまうおそれあり。

(参考) バーゼル法

第2条 定義等

この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

1 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入されるものであって、次のいずれかに該当するもの。

イ 条約附属書Ⅰに掲げるものであって、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの。

(参考) サービス告示（法第2条第1項第1号イに規定する物）

別表第1の1

11 プリント配線板その他の電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げるもの（第4号に掲げるものを除く。）

(2) 別表第3第17号から第41号までに掲げる物のいずれにも該当しない物

別表第2の1

18 電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げるもの（別表第1の1の項の第4号に掲げるものを除く。）

別表第3第17号から第41号までに掲げる物のいずれかに該当する物

4. 雑品スクラップの判断基準

(2) 事実関係と考え方

② バーゼル条約及びOECD決定、並びに他国における混合廃棄物の取扱い

- バーゼル条約及びOECD決定では、濃度によって規制対象物か否か分かれるような、規制対象物の定義をしていない。
- OECD決定では「2種類以上の廃棄物を意図的又は非意図的に混合した結果生ずる廃棄物」を混合廃棄物と定義し、グリーンリスト対象物とアンバーリスト対象物が混合した場合に、どちらの規制対象物としての手続を必要とするかを記載している。
- カナダにおいてバーゼル条約を実施するための有害廃棄物及び有害循環資源の輸出入に関する規則（SOR/2005-149）では、濃度により規制対象物か否かを判断する基準となっているが、混合廃棄物の状態における総量がどのように定義されるか明確ではない。
- EUにおいてバーゼル条約を実施するための廃棄物運搬規則（REGULATION（EC） No 1013/2006）では、濃度により規制対象物を判断する基準は確認できなかった。
- ニュージーランドにおいてバーゼル条約を実施するための輸出入禁止令（SR 2004/202）では、濃度により規制対象物を判断する基準は確認できなかった。

4. 雑品スクラップの判断基準

(3) 方向性

- ◆ 廃電子基板や廃電池などの有害物については、それらが鉄スクラップやプラスチック片などの規制対象外の物と混合されていた場合、取締り現場で迅速に該非を判断することが困難であることを踏まえ、水際において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるような判断基準の整備を検討すべきとする第1回合同会合資料3論点③に記載された方向で対応する。

(参考) 第1回合同会合資料3 (抜粋)

論点③ 取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現

不適正輸出を防ぐ観点において、取締り現場での迅速な規制対象物の認定を実現することは不可欠であり、特に雑品スクラップのように、規制対象になりうる物（例：廃電子基板、廃電池等）と規制対象外の物（例：鉄スクラップ、プラスチック片）との混合物については、該当性の判断基準が不明確であるとの指摘があることから、水際において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるような判断基準の整備を検討すべきではないか。

5. 措置命令と行政代執行

(1) ご指摘いただいた点

➤ 措置命令に関する指摘

- シップバック案件に措置命令を発するためには、「人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために特に必要があると認めるとき」の要件を満たす必要があるが、条約にそのような要件はなく、条約を担保できていないのではないか。
- 輸出先国から9条通報されただけで措置命令の対象とすることは、規制の予見性を著しく困難にし、輸出事業者の立場を不利にする懸念がある。

➤ 行政代執行に関する指摘

- 法第2条の「不履行を放置することが著しく公益に反する」が阻害要因になるようなら、条約上の義務が担保されないので、行政代執行法の特則を設けることが望ましい。

➤ その他の指摘

- 再輸入の際の、廃掃法上の輸入確認、バーゼル法上の輸入手続きを外しておく必要はないか。

(参考) バーゼル法

(措置命令)

第14条 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出又はこれに伴う運搬若しくは処分（以下この項において「特定有害廃棄物等の輸出等」という。）がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第四十八条第三項の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者若しくはその排出者等（当該特定有害廃棄物等を排出した者をいい、その者が明らかでない場合にあつては、当該特定有害廃棄物等を所有し、又は管理していた者をいう。以下同じ。）であつて当該特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われないことについてその責めに帰する事由があるものに対し、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(参考) バーゼル条約

第9条 不法取引

2 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、輸出国に当該不法取引が通報された時から30日以内又は関係国が合意する他の期間内に、当該有害廃棄物又は他の廃棄物に関し次のことを確保する。

- (a) 輸出者若しくは発生者若しくは必要な場合には輸出国が自国に引き取ること又はこれが実際的でないときは、
- (b) この条約の規定に従って処分されること。

5. 措置命令と行政代執行

(2) 事実関係と考え方

① 措置命令の条件

- バーゼル法第14条の措置命令は、バーゼル条約第8条（再輸入義務）及び第9条（不法取引）の要請を担保するために設けられた規定であり、これらの規定に該当するものとして相手国から通報が行われた場合に措置命令を検討することとなる。
- バーゼル条約第9条2では、輸出者又は発生者の行為の結果として有害廃棄物の不法輸出があった場合は、通報から30日以内又は関係国が合意する他の期間内に、①輸出者、発生者又は輸出国が引き取る、又は②条約の規定に従って処分される、こととされている。このように、通報を受けた場合には、原則30日以内に引き取る必要があるため、措置命令を出す緊急性があるかどうかを迅速に判断する必要がある。
- 「人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるとき」とは、人の健康の保護及び生活環境の保全に資するとのバーゼル法の目的達成のために限り命令という行政処分による措置の義務付けを行う趣旨を入念的に定めたものと考えられる。
- 例えば、他の手段・方法によって当該特定有害廃棄物等の回収・処分等の措置がなされることが期待される場合にまで行政処分によってその履行を担保する必要はないが、通常は、通報を受けた場合には、バーゼル条約及びバーゼル法の趣旨・目的からみて、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときといえると解される。
- また、「特に必要があると認めるとき」とは、命令を行うにあたって、命令に先立ち事業者に対し、必要な行政指導を行うことは当然可能であるが、行政指導をしないと命令が発せられないというものではなく、バーゼル条約上、通報を受けた場合、原則30日以内に引き取らなければならないという緊急性に鑑み、迅速かつ適切な命令の発出を行わなければならないとする趣旨と解される。
- なお、上記のような整理で条約の規定は担保されているとの見解が外務省から示されている。

(参考) 「バーゼル新法Q&A」(環境庁水質保全局廃棄物問題研究会編著 第一法規)

○第14条第1項の「人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために特に必要があると認めるとき」の定義

- 1 条約上、輸出された指定有害廃棄物等の輸出、運搬又は処分が条約第8条に規定する場合又は条約第9条1に規定する不法取引の場合に該当すると認められたときは、相手国から我が国にその旨の通報が来ることが前提とされている。
- 2 我が国が相手国からこれらの通報を受けた場合は、相手国の権限のある当局を通じ、その被害状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、相手国政府と対応等についてよく協議するとともに、また国内の関係省庁間でも連絡を密にしながら、環境汚染を防止するための措置命令の内容、時期等その対応策につき検討することとなる。

5. 措置命令と行政代執行

(2) 事実関係・考え方

② 行政代執行

- 過去に行政代執行を実施したケースがあるが、その際に行政代執行法第2条の規定が阻害要因となっていない。
- 過去の裁判例・文献等では、「著しく公益に反する」か否かの判断は、行政庁に裁量権が認められると解され、代執行の司法審査において公益性要件は行政庁にとって大きなハードルにはなりにくく、実際、違法とした裁判例はない。他方、措置命令の不履行が「著しく公益に反する」と認められるかどうかは、法令の趣旨・目的、義務違反の態様、義務違反を放置した場合の障害等を考慮して慎重に判断すべきとの見解が示されている。
- バーゼル法において、相手国から強く特定有害廃棄物等の30日以内の引き取りを要請され、措置命令をかけたにもかかわらず事業者が履行しない場合は、相手国の人の健康又は生活環境の侵害の具体的な危険性が高まっていると考えられるから、「著しく公益に反する」との要件があるとして代執行を行うことは裁量権の逸脱・濫用とされる可能性が高いとはいえないものと考えられる。
- しかしながら、義務違反の態様、義務違反を放置した場合の障害等を具体的に考慮する必要があり、考慮の結果、必要があれば、相手国の権限のある当局と30日の期限の延長等を合意するように努める必要がある。
- なお、上記のような整理で条約の規定は担保されているとの見解が外務省から示されている。

(参考) 行政代執行法

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代ってなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

5. 措置命令と行政代執行

(2) 事実関係・考え方

③ 再輸入時の手続き

- バーゼル法及び廃掃法においては、シップバックされた貨物の輸入時に外為法上の輸入手続きは不要となっている。

(参考) 輸入貿易管理令

第14条第1項 第4条及び第9条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要がある場合として経済産業大臣が定める場合は、この限りではない。

一 別表第1に掲げる貨物を輸入しようとするとき。

別表第1 十七の二

本邦から輸出された後無償で輸入される貨物であって、その輸出の際の性質及び形状が変わっていないもの

輸入貿易管理令第14条ただし書の経済産業大臣が定める場合

七 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に定める有害廃棄物又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める廃棄物（輸入公表二の二の表の第2の2に掲げる貨物をいう。）を輸入しようとする場合。ただし、輸入令別表第一第十七号の二に掲げる貨物として輸入しようとする場合を除く。

5. 措置命令と行政代執行

(3) 方向性

- ◆ 措置命令の条件については、より使いやすくする観点から、第1回合同会議資料3の論点⑤の方向で対応する。
- ◆ 行政代執行については、「著しく公益に反する」との要件が制約となって条約上の義務を履行できないのではないかと懸念も指摘されているが、過去に措置命令を実施した際に行政代執行を実施したケースがあり、その際に行政代執行法第2条の規定が阻害要因となっていないこと、行政庁の裁量権の逸脱・濫用を防止するべきとの趣旨を踏まえ慎重であるべきと考えられることから、今回は、特段の対応は行わないこととする。

(参考) 第1回合同会合資料3 (抜粋)

論点⑤ 輸出先国の国内規制に応じた適切な輸出管理

我が国から輸出された貨物が、輸出先国においてはバーゼル条約上の有害廃棄物と解釈される場合があることから、EUの例も参考に、こうした物がシップバック通報された場合には、相手国の判断根拠も確認した上で、輸出された貨物が現地にある状態のままにおいて、迅速に措置命令等の対応を行う方策や、これと同様の貨物を我が国から当該輸出先国に繰り返し輸出されることを防ぐための方策を、我が国の法制度上可能であるかを考慮しつつ検討すべきではないか。

6. 主なシップバック事例の詳細

(1) ご指摘いただいた点

- 外国からどのような理由でシップバックを求められるのか明らかにすべきとの指摘
 - バーゼル法の規制対象ではないとして輸出されたものがシップバックを受けていると理解したが、どのような理由でシップバックを求められているか照査すること。
 - シップバックの事例について詳細を明らかにすること。

(参考) バーゼル条約

第4条 一般的義務

3 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認める。

4 締約国は、この条約の規定を実施するため、この条約の規定に違反する行為を防止し及び処罰するための措置を含む適当な法律上の措置、行政上の措置その他の措置をとる。

第9条 不法取引

1 この条約の適用上、次のいずれかに該当する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動は、不法取引とする。

(a) この条約の規定に従う通告がすべての関係国に対して行われていない移動

(b) 関係国からこの条約の規定に従う同意が得られていない移動

(c) 関係国からの同意が偽造、虚偽の表示又は詐欺により得られている移動

(d) 書類と重要な事項において不一致がある移動

(e) この条約の規定及び国際法の一般原則に違反して有害廃棄物又は他の廃棄物を故意に処分すること（例えば、投棄すること）となる移動

2 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、輸出国に当該不法取引が通報された時から30日以内又は関係国が合意する他の期間内に、当該有害廃棄物又は他の廃棄物に関し次のことを確保する。

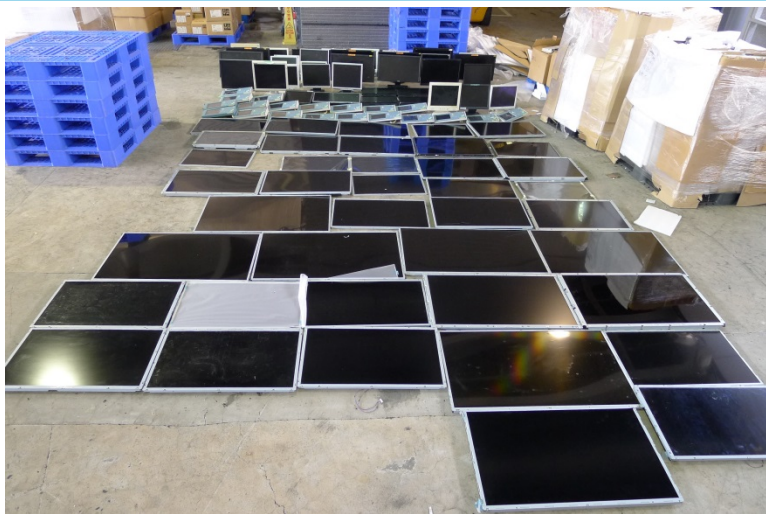
(a) 輸出者若しくは発生者若しくは必要な場合には輸出国が自国に引き取ること又はこれが実際的でないときは、

(b) この条約の規定に従って処分されること。

6. 主なシップバック事例の詳細について

(2) 事実関係と考え方

- 輸出先国：香港
- 貨物：使用済液晶モニター等
- 通報理由：
香港に使用済み液晶モニターを輸出する際は、直接再使用する目的（当初用途以外の製品に部品として転用する等、再使用であっても相当の改造を伴う場合等は含まれない）と認められない限り、香港の法令である廃棄物処分法令WASTE DISPOSAL ORDINANCEに基づく規制対象となる。輸入許可制度の対象とされており、許可を受けていないため不法輸入とされた。
- 国内法における該非判断：該当19%、非該当81%※

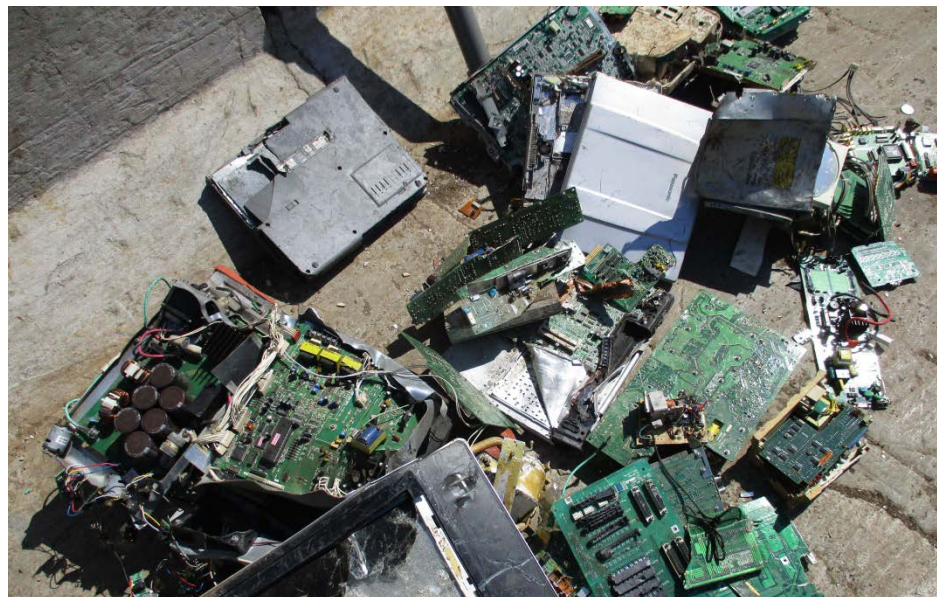


(※) バーゼル条約においては、輸入国である「締約国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物」は「有害廃棄物」の対象とされ、その国境を越える移動は規制の対象となるため、再使用目的で我が国から輸出された貨物であっても、輸入国が当該貨物を条約上の有害廃棄物であると判断した場合には、バーゼル条約の規定を根拠としたシップバックの対象になり得る。

6. 主なシップバック事例の詳細について

(2) 事実関係と考え方

- 輸出先国：タイ
- 貨物：雑品スクラップ
- 通報理由：
廃電子基板や鉛、アンチモンで汚染された土壌や廃棄物はタイ国内法である、Hazardous Substance Law B.E.2535 のList 5.2:Chemical Wasteに該当。事前通報がされていない雑品スクラップに廃電子基板を含む貨物が確認されたため、シップバック通報された。
- 国内法における該非判断：該当



6. 主なシップバック事例の詳細について

(2) 事実関係と考え方

- 輸出先国：マレーシア
- 貨物：使用済みパソコン
- 通報理由：
製造から3年を超える使用済みのパソコン等がマレーシア国内法でバーゼル条約に基づく規制対象とされているにもかかわらず、事前の通告がなされていないため、シップバック通報された。
- 国内法における該非判断：非該当



6. シップバック対応

(3) 方向性

- ◆ 第1回合同会議資料3の論点⑤に示されるとおり、我が国からの輸出において輸出先国からシップバック通報された場合には、相手国の判断根拠も確認した上で、輸出された貨物が現地にある状態のままにおいて、迅速に措置命令等の対応を行う方策や、これと同様の貨物が我が国から当該輸出先国に繰り返し輸出されることを防ぐための方策を検討する。

(参考) 第1回合同会合資料3 (抜粋)

論点⑤ 輸出先国の国内規制に応じた適切な輸出管理

我が国から輸出された貨物が、輸出先国においてはバーゼル条約上の有害廃棄物と解釈される場合があることから、EUの例も参考に、こうした物がシップバック通報された場合には、相手国の判断根拠も確認した上で、輸出された貨物が現地にある状態のままにおいて、迅速に措置命令等の対応を行う方策や、これと同様の貨物を我が国から当該輸出先国に繰り返し輸出されることを防ぐための方策を、我が国の法制度上可能であるかを考慮しつつ検討すべきではないか。

7. その他の御質問等について

御質問等①

◆ 本来はバーゼル法の手続を経ないといけませんが手続を経ていないものは、一体どれほど見込まれているのか。

- 本来バーゼル法の手続を経るべきであるが手続を経ずに輸出されている雑品スクラップの量について把握することは困難な状況である。
- 他方、環境省の平成26年度時点の推計によると、家電リサイクル法の下でリサイクル対象として指定された特定家庭用機器（電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・乾燥機、テレビ、家庭用エアコン）について、平成25年度に国内で適正に処理された使用済家電4品目は排出量の約7割とされる一方、約1割（約155万台）が国内での不適正な取扱いを経て、雑品スクラップ、シュレッダー破砕物、偽装リユース品等の状態で海外に流出したとみられている。

御質問等②

◆ 雑品スクラップはメタルスクラップの名称で、水際をすり抜けている可能性があるが、事前相談の段階で輸出先国での取扱いに疑義が生じた場合には輸出先当局と協力して現地確認等を行うべきと考えているが、現状ではどのようなになっているか。

- 事前相談については、行政サービスであり、提出される情報の正確性やその取扱いに限界があるとともに相談件数が年間約5万件にのぼり、その段階において現地確認の要否について判断することは困難な状況である。
- 雑品スクラップについては、判断基準を明確にすることにより、まずはバーゼル法に基づく手続に係らしめることが必要である。

7. その他の御質問等について

御質問等③

◆ リユース品の輸出の際の評価項目を見直すべきと考えるが、論点に加えないのか。

- 昨年（平成27年）5月、バーゼル条約第12回締約国会議（COP12）において、リユース品と電気電子機器廃棄物（E-waste）との区別に係る国際ガイドラインを暫定的に採択。同ガイドラインを踏まえて、我が国の中古品判断基準の見直しを検討する必要があることは認識。
- 一方で、同ガイドラインの採択はあくまでも暫定的なものであり、正式採択は、来年（平成29年）4月から5月にかけて開催される第13回締約国会議（COP13）となる見込み。
- このため、我が国の中古品判断基準の見直しは、同ガイドラインの正式採択後にあらためて検討していく予定。

御質問等④

◆ 使用済鉛蓄電池は適切にリユース、リサイクルするのであっても環境配慮が必要であり、運搬過程では廃棄物として扱うべきではないか。

- 使用済鉛蓄電池の大半は、現状、有価物として取り引きされていると考えられ、一律に廃棄物として扱うべきかどうかは慎重な検討が必要。
- しかしながら少なくとも、有価性（買取価格）が低く廃棄物として処理される使用済鉛蓄電池については、技術基準「使用済鉛蓄電池の適正処理について」（平成17年3月）が整備されているところ。今後、実態等を把握した上で、必要に応じて検討してまいりたい。

7. その他の御質問等について

御質問等⑤

- ◆ 国内循環のために輸出規制を強化するのはおかしい。国内での有害廃棄物等の回収の効率化やリサイクル技術の向上といったことを進めていくべきではないか。
 - ◆ バーゼル法で国内の資源循環を強化するのは資源ナショナリズムの心配がある。国内のリサイクル事業者の体質強化をしていくことが大切ではないか。
- 国内資源循環のために輸出規制強化をするべきではないとの御指摘はそのとおりであると認識している。
- そのため、今回の合同会議では、輸出先における人の健康の保護及び生活環境の保全の観点からご議論いただいている。

御質問等⑥

- ◆ バーゼル法で検討すべきことと、廃棄物処理法で検討すべきことをどのようなスケジュールで進めるのか明確にすべき。
- 本合同会議と廃棄物処理制度専門委員会における審議事項の中には、相互に関連する論点を含むことから、慎重かつ十分な御議論が必要と認識している。
- 合同会議の報告書案は、これまで廃棄物処理制度専門委員会においてなされてきた議論も参考に作成している。また、本合同会議においてなされた廃棄物処理法に関連する御指摘については、必要に応じて、今後年内に開催を予定している廃棄物処理制度専門委員会にフィードバックしていきたいと考えている。

7. その他の御質問等について

御質問等⑦

◆ 廃棄物についての該当性の判断は、水際と国内で判断を統一することが必要。

- 水際で廃棄物該当性を判断する際には国内での取扱いについて関係者にヒアリングを行うなど、水際と国内で判断が異なることのないよう運用しており、今後とも双方の判断にずれがないように運用していく。

御質問等⑧

- ◆ 輸入した電子スクラップの行き先がOECD／非OECDに関係なくトレースして確認できるようにすることが望ましい。
- ◆ アンバーリスト貨物についてはトレーサビリティを確保する必要があるが、グリーンリスト貨物に移動書類等の携帯義務を課すのは、逆に規制強化となる。

- 我が国への特定有害廃棄物等の輸入に関しては、バーゼル法に基づく手続きがリサイクル資源確保の国際競争において国内企業にとって不利となっていることなどを踏まえ、輸入に伴い環境汚染等が生じるリスクを評価した上で、輸入に伴い環境汚染等が生じるリスクが低いと考えられる場合については、バーゼル法の手続きの緩和を図るべき。
- 電子スクラップの輸入については、OECD加盟国からの輸入であっても、OECD非加盟国からの輸入と同様に、国内で不適正に取り扱われた事例は確認されていないなど、環境汚染等が生じるリスクは低いと考えられるが、リスクに応じた対応を行うとの基本的考え方にに基づき、更なる対応について、必要に応じ検討してまいりたい。